

鋼船規則

P 編

海洋構造物等

規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

改正その 1

12 章 電気設備

12.2 海底資源掘削船

12.2.4 非常電気設備*

(4)を次のように改める。

非常電源装置は、次の(1)から(10)に掲げる負荷（電気に依存するものに限る。）に対し、それぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。

((a)は省略)

(b) SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される次の i)から iv)に掲げる ~~VHF 無線設備、MF 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び MF/HF 無線設備~~であって船舶に装備されているもの。ただし、これらの無線設備が二重に装備される場合は、非常電源装置の容量を算定する際、二重に装備された設備が同時に使用されることを考慮する必要はない。

i) VHF 無線設備

ii) MF 無線設備

iii) インマルサット船舶地球局装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局装置

iv) MF/HF 無線設備

((c)及び(e)は省略)

((5)から(10)は省略)

12.4 長期間一定の場所で特定の作業に従事する船舶

12.4.3 非常電気設備*

(4)を次のように改める。

非常電源装置は、次の(1)から(7)に掲げる負荷（電気に依存するものに限る）に対して、それぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。

((a)は省略)

(b) SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される次の i)から iv)に掲げる ~~VHF 無線設備、MF 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び MF/HF 無線設備~~であって船舶に装備されているもの。ただし、これらの無線設備が二重に装備される場合は、非常電源装置の容量を算定する際、二重に装備された設備が同時に使用されることを考慮する必要はない。

i) VHF 無線設備

ii) MF 無線設備

iii) インマルサット船舶地球局装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局装置

iv) MF/HF 無線設備

((c)及び(d)は省略)

((5)から(7)は省略)

12.5 旅客以外の特定の人員のための宿泊施設のある船舶

12.5.3 非常電気設備*

(4)を次のように改める。

非常電源装置は、次の(1)から(7)に掲げる負荷（電気に依存するものに限る。）に対して、それぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 次の各装置に対して 36 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 36 時間独立した給電を受けられる場合を除く。

((a)は省略)

(b) SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される次の i)から iv)に掲げる ~~VHF 無線設備、MF 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び MF/HF 無線設備~~であって船舶に装備されているもの。ただし、これらの無線設備が二重に装備される場合は、非常電源装置の容量を算定する際、二重に装備された設備が同時に使用されることを考慮する必要はない。

- i) VHF 無線設備
 - ii) MF 無線設備
 - iii) インマルサット船舶地球局装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局装置
 - iv) MF/HF 無線設備
- ((c)及び(d)は省略)
- ((5)から(7)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

15 章 消火設備

15.2 海底資源掘削船

15.2.13 ヘリコプタ施設に対する防災設備*

-2.を次のように改める。

-2. ヘリコプタ甲板に近接したヘリコプタ甲板への通路の近傍に、次に掲げる消火装置を備えなければならない。

(1)及び(2)は省略)

(3) ヘリコプタが運航可能なすべての気象条件下でヘリコプタ甲板上のすべての部分に泡を放出することができるモニタ~~＝~~又は泡発生枝管からなる泡放射器。泡放射器の容量等は次の(a)から(c)によること。

(a) 直径(D_H)の円内において、単位面積あたりの泡放~~射~~出率が毎分 6 l/m^2 (水成膜泡消火主剤又はフッ化蛋白泡消火主剤の場合、毎分 4.1 l/m^2) 以上であること。

(b) 5 分間以上の泡放出ができること。

(c) ~~消火器装置~~の起動から 30 秒以内に前(a)の泡放出率が得られること。

(4) 塩水と共に使用するのに適していると本会が認める消火主剤

(5) 少なくとも 2 組の射水及び噴霧用両用ノズル及びヘリコプタ甲板のいずれの部分にも達する十分な長さのホース

(6) 前(3)から(5)の規定にかかわらず、2020 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にあるヘリコプタ甲板を有する船舶にあっては、R 編 37 章に従った泡消火装置

~~(6)~~ 15.2.8 の消防員装具に加え、少なくとも 2 組の消防員装具

~~(7)~~ 少なくとも次に掲げる設備であって、迅速に使用できるように、かつ、風雨から保護されるように格納されたもの

((a)から(k)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物等

要
領

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

改正その 1

P9 船体艤装

P9.6 点検設備

P9.6.2 区画への交通

-7.(2)を次のように改める。

-7. 規則 P 編 9.6.2-4.(2), (4), -5.(3)及び(7)の適用上, 隣接する垂直はしごは, 次の(1)から(3)によること。(図 P9.6.2-1., 図 P9.6.2-2.及び表 P9.6.2 参照)

- (1) 隣接する 2 つの垂直はしごの側板は, 各側板の厚さの中心から少なくとも 200 mm 離れていること。
- (2) 隣接する上下の垂直はしごは, はしご間の移動が安全なものとなるように, 下方の垂直はしごは, 踊り場から垂直方向に少なくとも 1,500 mm 重なるように配置しなければならない。ただし, 側桁などの船体構造部材を隣接する垂直はしご間の移動のための足場として利用する場合であって, 当該足場に手すりなどの安全な措置が備えられたものにあってはこの限りではない。
- (3) 上方の垂直はしごは, その一部であっても, 交通のための開口上に配置してはならない。

附 則 (改正その 1)

1. この達は, 2019 年 12 月 27 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず, 船舶の所有者から申込みがあれば, この達による規定を現存船に適用することができる。

P12 電気設備

P12.2 海底資源掘削船

P12.2.4 を次のように改める。

P12.2.4 非常電気設備

- 1. 規則 P 編 12.2.4(4)(b)の規定において、SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される ~~VHF~~ 無線設備、~~MF~~ 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び ~~MF/HF~~ 無線設備とは、GMDSS (Global Maritime Distress and Safety System) で要求される設備をいう。
- 2. 規則 P 編 12.2.4(4)(b)iii)にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

P12.4 長期間一定の場所で特定の作業に従事する船舶

P12.4.3 を次のように改める。

P12.4.3 非常電気設備

- 1. 規則 P 編 12.4.3(4)(b)の規定において、SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される ~~VHF~~ 無線設備、~~MF~~ 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び ~~MF/HF~~ 無線設備とは、GMDSS で要求される設備をいう。
- 2. 規則 P 編 12.4.3(4)(b)iii)にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

P12.5 旅客以外の特定の人員のための宿泊施設のある船舶

P12.5.3 を次のように改める。

P12.5.3 非常電気設備

- 1. 規則 P 編 12.5.3(4)(b)の規定において、SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される ~~VHF~~ 無線設備、~~MF~~ 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び ~~MF/HF~~ 無線設備とは、GMDSS で要求される設備をいう。
- 2. 規則 P 編 12.5.3(4)(b)iii)にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2020 年 1 月 1 日から施行する。